

有給長期インターンシップ・就業体験事業運営業務 公募型プロポーザル説明書

令和8年1月16日

1 業務の概要

(1) 業務名

有給長期インターンシップ・就業体験事業運営業務

(2) 事業目的

大学生及び大学院生が広島広域都市圏*内企業をより深く知る機会を確保し、圏域内企業への就職、定着につながるよう、大学や企業との連携による有給で長期のインターンシップ・就業体験（以下「当インターンシップ」という。）に取り組むものである。

本業務は、当インターンシップの円滑な実施に向けて、大学、学生、企業等に対する連絡調整を始めとした事業全体のコーディネートを行うとともに、当インターンシップの理解を深めるための研修や実習中に生じる学生の不安・疑問等に対応するための相談、参加学生の成果発表等の支援を行うものである。

*「連携中枢都市圏制度」に基づき、本市が近隣市町と連携協約を締結し、構成する都市圏

【広島広域都市圏の内訳】（令和8年4月参画予定を含む。）

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

(3) 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 業務内容

別紙基本仕様書のとおり。

(5) 事業費

ア 委託料の上限額 8,044,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

- ・受入奨励金の支払額を除く事務局運営業務に係る経費の額：5,594,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・受入奨励金の支払額：2,450,000 円（受入学生1人当たり定額35,000円（課税対象外）

※ 受入奨励金の支払額は、受入企業1社当たり2名分まで70,000円を上限とする。

イ 受入奨励金の支払額は、参加学生の人数によって変更する。

ウ 委託料は通常払とする。

(6) 契約担当課

広島市経済観光局雇用推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）

電話：(082) 504 - 2244

FAX：(082) 504 - 2259

E-mail：koyou@city.hiroshima.lg.jp

2 公募型プロポーザル応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和8年1月22日（木）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

質問書（様式第1号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出先

前記1(6)の契約担当課

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記1(6)の契約担当課において、令和8年1月29日（木）までの閉庁日を除く毎日（午前8時30分から午後5時15分まで）、閲覧に供するとともに、広島市公式ホームページに掲載する。

4 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第2号）

イ 前記2に該当していることが確認できる書類

(ア) 法人の定款及び法人の登記事項証明書

(イ) 広島市税の納税証明書（提出日から起算して3か月以内のもの）

(ウ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の3のいづれかで、提出日から起算して3か月以内のもの）

(2) 提出期間

公示日から令和8年1月22日（木）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

前記 1(6)の契約担当課

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和 8 年 1 月 29 日（木）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出先

前記 1(6)の契約担当課

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書（様式第 3 号）	1 部
イ 企画提案書（様式第 4 号）	8 部（正本 1 部 + 副本 7 部）
ウ その他企画提案を説明するために必要な書類（任意）	8 部（正本 1 部 + 副本 7 部）
エ 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な資料（任意）	8 部（正本 1 部 + 副本 7 部）

(5) 留意事項

ア 提案は、1 者につき 1 件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本にのみ記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第 5 号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第 5 条第 1 項に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(6) 提案の無効

ア 本応募説明書に示した応募資格のない者が提出した企画提案

イ 応募者が、令和 8 年 1 月 29 日（木）午後 5 時 15 分以後、受託候補者の特定までの間に前記 2(4)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他応募資格を満たさなくなった場合

ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

- オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

6 審査方法

(1) 審査

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション(15分程度、質疑応答を含む。)を行うことを予定している。プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。

実施日時等の詳細は、応募者に別途通知する。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 有給長期インターンシップ・就業体験事業運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の基準（60点）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対する審査を終了した後、書面にて通知する。

なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(5) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を本市ホームページにおいて公表する。

(6) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

7 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

8 契約の締結

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続により随意契約を行う。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

9 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 別紙基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、すべての契約書に内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (4) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日を令和8年4月1日とする。

10 スケジュール

令和8年1月16日（金）	応募受付開始
令和8年1月22日（木）	応募資格確認申請書及び質問書提出締切
令和8年1月29日（木）	企画提案書提出締切
令和8年2月3日（火）	審査委員会（受託候補者の特定）

11 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市公式ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp)の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度」へ画面を開き、入札案件の添付資料からダウンロードすること。
02 公募型プロポーザル説明書	
02-2（応募説明書 別紙）受託候補者特定基準	
03（様式第1号）質問書	
04（様式第2号）公募型プロポーザル応募資格確認申請書	
05（様式第3号）企画提案応募申込書	
06（様式第4号）企画提案書	
07（様式第5号）取下願	
08 基本仕様書	
09 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特記事項	

12 応募先及び問合せ先

前記1(6)の契約担当課